

港湾空港技術研究所競争契約入札心得

第1条 (目的)

港湾空港技術研究所及び管理調整・防災部（以下「研究所」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程（平成28年規則第1号）、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程実施細則（平成28年細則第1号）、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則（平成28年細則第1号。以下「契約細則」という。）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所が締結する契約のうち政府調達に関する協定にかかる物品等又は特定役務の調達手続規程（平成28年細則第1号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

第2条 (一般競争参加の申し出)

一般競争に参加しようとする者は、契約細則第32条の公告において指定した期日までに、契約細則第31条の規定に該当しない者でないことを確認し、当該公告において指定した書類を提出し、その旨を申し出なければならない。

第3条 (入札保証金等)

入札保証金等は原則、免除する。

第4条 (入札等)

入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について質問等がある場合は、関係職員の説明を求めることができる。

なお、質問等は入札参加意思の表明期限までに書面（様式任意）にて担当者へ提出するものとし、それ以降の質問等は一切認めない。

2 入札参加者は特に指示がある場合を除き、総価で入札しなければならない。

3 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに職員の指示に従い、提出しなければならない。

4 入札参加者は、入札書を一旦提出した後は、入札書の引換え、変更又は取消を行うことはできない。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、様式2により作成し、その委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者は、契約細則第9条の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

8 入札執行回数は2回以内とし、原則として不落による随意契約は行わない。

第4条の2 (入札の辞退)

指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届（様式3）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第4条の3 (公正な入札の確保)

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第5条 (入札の取りやめ等)

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第6条 (無効の入札)

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 同一事項の入札について、金額の異なる入札書が二通以上投入されている入札
- (9) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- (10) 入札の要素に錯誤があると認められた入札
- (11) 全各号に掲げるもののほか、当所の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していない入札

第6条の2 (入札書等の取り扱い)

提出された入札書等は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合には、入札書等を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第7条 (開札)

開札は、入札後直ちに公告に示した場所及び日時に、入札者を立ち会わせて行なう。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

第8条 (落札者の決定)

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（契約細則第4.4条第4項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が研究所にとって有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。ただし、支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって

申込みをした他の者のうち最低の価格（契約細則第44条第4項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が研究所にとって有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項のただし書きの場合にあっては、最低価格の入札者をただちに落札者とせず保留とし、入札者全員に後日落札者の決定を通知するものとする。また、契約担当役が契約細則第7条4項に基づき作成した基準に該当する入札をした者は、契約細則第44条第3項に基づく契約担当役の行う調査に協力しなければならない。調査の結果、落札者とならない場合がある。

第9条 (再度入札)

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

第10条 (同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

第11条 (契約保証金等)

落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 落札者は、前項により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を当所が指定する口座に振込み、それを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 落札者は、第1項の場合において、納付する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合には、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項ただし書きの場合において、契約保証金の納付を免除された理由が契約保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該契約保証保険契約に係る保証証券を提出しなければならない。
- 5 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は当所に帰属する。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めによる。

第12条 (契約書等の提出)

契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書の案に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から7日以内に、これを提出しなければならない。ただし、書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を提出しなければならない。ただし、契約責任者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

第13条 (異議の申立)

入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第14条 (入札手続きにおいて使用する言語及び通貨)

入札書及び入札場所において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

第15条 (その他)

本心得書に定めのない事項はすべて、当所会計規定の定めにより処理を行うものとする。

別添

不正な取引の防止に関する誓約事項

当社（個人である場合は「私」、団体である場合は「当団体」という。以下同じ。）は、港湾空港技術研究所及び管理調整・防災部（以下「研究所」という。）との取引に当たり、下記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

記

1. 研究所の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 研究所構成員（研究所に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関係する者。）から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

以上

様式1 (入札書)

入 札 書	
金 額	
但し、	
入札心得書を承諾のうえ、入札します。	
令和 年 月 日	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	印
契約担当役 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長 殿	

- ※(注) 1. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。
2. 金額は、「アラビア」数字で記入する。
3. 金額の冒頭には「¥」記号を記入する。
4. 委任状による代理人が入札する場合は、「代表者氏名」の下に、「代理人、氏名、印」を記入する。
5. 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

委 任 状

令和 年 月 日

契約担当役 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

私は、 を代理人と定め、次の入札に係る一切の権限を委任します。

代理人使用印鑑

件 名

様式3 (入札辞退届)

入 札 辞 退 届

件 名

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

契約担当役 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

※(注) 1. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

入 札 書

金 額 ￥60,000,000. -

但し、 ○○○にかかる○○○○工事

入札心得書を承諾のうえ、入札します。

令和○○年○○月○○日

住 所 横須賀市長瀬三丁目一番一号

商号又は名称 △△△△建設株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 ○○ ○○ 印

代 理 人 ○○ ○○ 印

契約担当役 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

港湾空港技術研究所長 殿

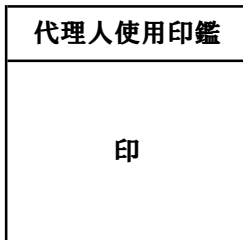
委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

契約担当役 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

代表者 住 所 横須賀市長瀬三丁目一番一号
商号又は名称 △△△△建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

私は、 〇〇 〇〇 を代理人と定め、次の入札に係る一切の権限を委任します。



件 名 〇〇〇にかかる〇〇〇〇工事
